

京都市訓令甲第 7 号
庁 中 一 般
区 役 所
看護短期大学
事 業 所

京都市行政資料管理規程の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

京都市長 門 川 大 作

令達先を次のように改める。

庁 中 一 般

区 役 所

看護短期大学

事 業 所

第3条第1項第3号中「の課並びに」を「及び」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 看護短期大学

第6条第1項第3号中「区民部総務課」を「地域力推進室」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(総合企画局情報化推進室)